

多摩川小学校PTA規約



東京都調布市多摩川3-21-1
電話 042-481-7648

多摩川小学校PTA
(卒業するまで大切に保管してください)

第一条 名称及び事務局

当会は「多摩川小学校P T A (Parent-Teacher-Association)」(以下「本会」という)と称し、本部事務局を調布市立多摩川小学校(以下「多摩川小」という)に置く。

第二条 目的

本会は、児童の健全な成長のために、家庭と学校及び地域社会が連携協力し、教育及び地域生活の充実を図ることを目的とする。

第三条 事業

1 本会は、第二条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校教育活動への協力
- (2) 家庭教育・地域教育に関する活動
- (3) 会員相互の親睦と啓発活動
- (4) 広報活動
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第四条 方針

- 1 本会は、学校の人事及び管理運営には干渉しない。
- 2 本会は、児童の教育並びに福祉の向上を目的として活動する関係諸機関及び団体と協力する。
- 3 本会は、営利的、宗教的又は政治的な活動を行わない。
- 4 本会は、独立した組織であることを自覚し、自主性をもって運営するとともに、他の団体又は機関からの統制及び干渉を受けない。
- 5 本会は、透明性のある会計記録の維持及び健全な財政運営を図り、会員に対して適切に情報を開示する。
- 6 本会は、すべての法令及び規則を遵守し、社会を構成する一員としての自覚と責任をもって行動する。

第五条 入会

- 1 本会は、多摩川小に在籍する児童の保護者及び多摩川小に勤務する教職員で、本会の趣旨に賛同する者が入会することができる。
- 2 入会の申込みは、多摩川小学校P T A運用ルール(以下「本会運用ルール」という)に定める方法により行うものとする。

第六条 退会

- 1 会員は、いつでも本会を退会することができる。
- 2 退会を希望する者は、本会運用ルールに定める方法により行うものとする。
- 3 児童の卒業、転校等により会員資格を喪失した場合は、自動的に退会したものとする。
- 4 教職員が勤務校を異動した場合は、会員資格を喪失し、自動的に退会したものとする。

第七条 会員の権利及び義務

- 1 会員は、すべて平等の権利と、会費納入の義務を有する。
- 2 会員は、本規約を遵守し、本会の目的達成のために協力する。
- 3 会員は、総会で意思表示をする権利を有し、目的と方針に従い、会員相互の支え合いによ

る主体的なボランティアとして活動する。

第八条 会費

- 1 本会運営を協力し支え合うため、会費について次のとおり定める。
 - (1) 教職員を除く会員全員が年額1,700円（一家庭）を収めることとする。
 - (2) 会費は、役員会が指定する金融機関の口座からの自動振替により、一括して納入するものとする。ただし、指定する金融機関の口座を有しない場合、又はやむを得ない事情がある場合は、振込等の別の方法により納入することができる。なお、現金による授受は行わない。
 - (3) 納入された会費は、一切返還しない。
 - (4) 第1号に定める会費の額を変更する場合は、総会において予算案と合わせて承認を得ることとする。

第九条 役員

- 1 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 保護者1名
 - (2) 副会長 保護者若干名、副校長1名
 - (3) 書記 保護者若干名
 - (4) 会計 保護者若干名、教職員1名
- 2 役員任期は次のとおりとする。
 - (1) 本会の年度を4月1日から翌年3月31日までとし、年度初めに開催される総会において承認された日から、次期役員が選任される総会の終結までの期間とする。ただし再任を妨げないが、通算3年を限度とする。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、新年度開始日から総会において次期役員が承認されるまでの間は、前年度の役員が引き続きその職務を行うものとする。
- 3 欠員が生じた場合は、第十一条第3項のとおり補充することができる。

第十条 役員職務

- 1 会長は本会を代表して会務を総括し、総会、役員会及び運営会議を招集し、これを主宰する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。また、本会に関する事業の管理及び調整を行う。
- 3 書記は総会、役員会及び運営会議の議事を記録し、これを保存するとともに、会合の招集通知、入退会に係る会員管理等の庶務を行う。また、本会の活動に必要な記録及び書類を作成し、会員に対する活動報告のため、文書等の配信又は配付を行う。
- 4 会計は会費その他の収入及び支出を管理し、予算案及び決算書を作成するとともに、これを総会に報告する。また、会計帳簿の作成並びに関係書類の整理及び保管を行い、会計監査に必要な資料を提出する。

第十一条 役員選出方法

- 1 役員は、本会運用ルールに定める方法により選出されるものとする。
- 2 選出された会員は、総会の承認を得て役員として決定する。
- 3 就任期間中に事故、又はその他の事情により職務続行不可能の事態が生じた場合は次のと

おりとする。

- (1) 会長に欠員が生じた場合は、役員会により新会長を選出した上で運営会議で承認を得て決定し、これを会員に報告するものとする。会長不在の期間は、前条第2項に従い副会長がその職務を代行する。
- (2) 会長以外の役員に欠員が生じた場合は、本会の運営に支障が生じると運営会議が判断したときに限り、役員会により候補者を選出の上で運営会議で承認を得て決定し、これを会員に報告する。

第十二条 出向委員

- 1 第二条の目的を達成するため、以下の団体へ本会から委員を2名ずつ派遣する。
 - (1) 健全育成推進多摩川地区委員会
 - (2) 多摩川小学校開放運営委員会
- 2 出向委員の選出及び決定は、前条第1項及び第2項を準用する。
- 3 出向委員の任期は、第九条第2項を準用する。
- 4 欠員が生じた場合は、派遣先団体への聴取を行い、会長が必要と判断した場合に限り前条第3項第2号を準用し補充することができる。

第十三条 サポーター

第三条の事業を行うため、役員とは別に会員の中から選出したサポーターを置くこととする。その総称を「通年サポーター」という。

- 1 通年サポーターの種類、活動内容及び選出方法については、本会運用ルールに定める。
- 2 通年サポーターの人数は、事業規模及び活動方針に応じて、年度ごとに変動することを妨げない。
- 3 活動の内容又は一定の時期において人員が不足し、又は補充が必要であると会長が判断した場合には、役員会による公募により、一時的にサポーターとして活動に参加することができる。このサポーターの総称を「スポットサポーター」という。
- 4 第1項に定める通年サポーターの種類を追加、削除又は再編する場合には、役員会において本会運用ルールの改正案を作成し、運営会議の承認を得るものとする。また、その内容を会員に報告する。

第十四条 会議

- 1 本会の会議の種類及び構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 総会・・・全会員
 - (2) 役員会・・・役員
 - (3) 運営会議・・・役員、出向委員及び通年サポーター代表
 - (4) 専門会議・・・通年サポーター及びスポットサポーター
- 2 総会は、本会の最高決議機関とし、全会員をもって構成し、次のとおり開催する。
 - (1) 総会は、定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とする。
 - (2) 定期総会は、毎年1回、春季に会長が招集する。
 - (3) 総会は、次の事項を審議し、決議する。
 - イ 年度内事業報告及び決算の承認
 - ロ 次年度事業計画及び予算の承認
 - ハ 役員、出向委員及び会計監査委員の承認
 - ニ 規約の改正

- ホ その他本会の運営に必要な事項
- (4) 総会は、全会員の3分の1以上の出席をもって成立するものとし、委任状による出席を認める。
 - (5) 議決は、出席者の過半数の承認をもって決する。
 - (6) 総会は、対面による開催のほか、書面決議又はオンラインによる開催を行うことができる。ただし書面決議による議決権の提出期間は、議案送付日から起算して7日以上14日以下とする。
- 3 役員会は、会務の執行機関として会長が招集し、役員をもって構成し、次の事項を処理する。
- (1) 総会において議決された事項の執行
 - (2) 緊急を要する協議事項
 - (3) 規約及び本会運用ルールの制定案又は改正案の作成
 - (4) その他会務の執行に必要な事項
- 4 規約及び本会運用ルールの制定又は改正については、以下のとおりとする。
- (1) 規約の改正は、役員会の審議を経て運営会議で過半数の承認を得た後、総会又は臨時総会において出席会員の4分の3以上の承認を得なければならない。この場合の総会成立要件は第2項第4号を準用する。
 - (2) 本会運用ルールの制定又は改正は、運営会議において出席者の過半数の承認を得るものとし、その内容を会員に報告する。
- 5 運営会議は、役員、出向委員及び通年サポーター代表をもって構成し、本会の運営に係る事項の報告、審議及び承認を行う。
- (1) 議題の内容に応じて、会長が必要と判断した役員、出向委員及び通年サポーターの代表を招集することができる。
 - (2) 規約改正に関する承認を行う場合は、通年サポーター代表のほか1名又は2名を招集し、役員と同数以上の通年サポーターの出席を当該会議の成立要件とする。議決は、出席者の過半数の承認を要する。
- 6 専門会議は、通年サポーターが運営に関する事項について審議するものとする。会長が必要と判断した場合には、スポットサポーターを随時募集することができる。この場合、スポットサポーターの会議への出席の有無は問わない。
- 7 校長及び副校長は、すべての会議に出席し、意見を述べるができるものとする。

第十五条 会計

- 1 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。
- 2 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。
- 3 会計は、総会において承認された予算に基づき、適正に行う。
- 4 会計報告は監査を経て総会において承認を受ける。
- 5 本会は、会費を原資としてPTA団体傷害保険及びPTA賠償責任保険に加入するものとし、当該保険は、会員並びにPTA活動に参加する児童及びその他の参加者を補償の対象とする。

第十六条 会計監査員

- 1 本会会計及び運営を監査するために、会計監査員を置く。
- 2 会計監査員は、その年度の会計及び付随する運営全般を監査し、その結果を総会に報告する。

- 3 会計監査員は、前年度の会計担当役員が就任するものとする。ただし、前年度会計担当役員が事情により止むを得ず就任不可の場合は、前年度役員会で協議の上後任者を決定する。
- 4 会計監査員の任期は1年とする。
- 5 会計監査員は、役員との兼任を認めないものとする。

第十七条 個人情報保護

- 1 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本規約及び本会運用ルールに記載された目的及び活動のために使用するものとする。
- 2 本会が取得及び保持する会員の個人情報については、本会で適切に管理し、会員の退会時に破棄するものとする。
- 3 本会が取得及び保持する会員の個人情報について、本人から開示、訂正又は削除等の申し出があったときは、速やかに対応するものとする。
- 4 本会が取得及び保持する会員の個人情報を第三者に提供する場合は、本人の同意を得るものとする。

第十八条 活動費

1 年間の通信・交通・その他活動費として、教職員を除く本会役員に会費同等額を支給する。現金支給とし、各自が必要書類を会計担当役員に提出し精算する。

第十九条 慶弔

- 1 本会は、会員又は会員の親族に慶弔事があった場合、役員会の決定に基づき、会としての祝意又は弔意を表すことができる。
- 2 慶弔金の支出、記念品の贈呈方法及び対象範囲は、本会運用ルールによるものとする。

第二十条 同好会

- 1 本会には、会員の自主的な活動として同好会を置くことができる。
- 2 同好会の設置、運営、活動内容は、会員相互の合意及び役員会の承認をもって行う。
- 3 同好会の活動は、本会の目的に沿った範囲で行うものとし、営利を目的とした活動は行わない。
- 4 同好会の会計は原則として同好会内で管理するが、本会運用ルールにより本会会計が一部補助することができる。

附則

- 第二十一条 本規約は昭和46年6月26日より実施する。
- 第二十二条 本規約は、内規（慶弔）を定め、施行する。
- 第二十三条 本規約は、昭和52年5月17日一部改正し、施行する。
- 第二十四条 本規約は、昭和58年5月27日一部改正し、施行する。
- 第二十五条 本規約は、昭和61年4月26日一部改正し、施行する。
- 第二十六条 本規約は、昭和62年5月16日一部改正し、施行する。
- 第二十七条 本規約は、平成5年5月20日一部改正し、施行する。
- 第二十八条 本規約は、平成7年5月20日一部改正し、施行する。
- 第二十九条 本規約は、平成11年4月17日一部改正し、施行する。

- 第三十条 本規約は、平成15年3月7日一部改正し、施行する。
- 第三十一条 本規約は、平成18年2月15日一部改正し、施行する。
- 第三十二条 本規約は、平成23年4月28日一部改正し、施行する。
- 第三十三条 本規約は、平成24年10月17日一部改正し、施行する。
- 第三十四条 本規約は、平成25年4月26日一部改正し、施行する。
- 第三十五条 本規約は、平成27年5月31日一部改正し、施行する。
- 第三十六条 本規約は、平成28年5月31日一部改正し、施行する。
- 第三十七条 本規約は、平成30年4月1日一部改正し、施行する。
- 第三十八条 本規約は、令和2年4月28日一部改正、内規（個人情報保護）を定め、施行する。
- 第三十九条 本規約は、令和6年4月1日一部改正または削除並びに追加し、施行する。
- 第四十条 本規約は、令和8年3月1日に全面改正し、同年4月1日から施行する。